

# 目標設定型排出量取引制度の第2計画期間の施行について

## 1 制度の概要

埼玉県では、大規模な事業所における温室効果ガスの削減を進めるため、平成23年度から「目標設定型排出量取引制度」を導入しています。

本制度の対象事業所には、県が定めた目標削減率に基づいて温室効果ガスの総量削減を進めていただいております。

制度開始時に第1計画期間（平成23～26年度）の目標削減率（6%または8%）を定めるとともに、第2計画期間（平成27～31年度）の目標削減率の見込（15%程度）を示し、より早期に削減対策を実施するよう取り組んでいただいております。

対象事業所：原油換算エネルギー使用量が3か年度連続して1,500キロリットル以上の事業所  
（大規模事業所）

制度対象ガス：燃料、熱、電気の使用に伴い排出される二酸化炭素（エネルギー起源CO<sub>2</sub>）

削減計画期間：第1計画期間（H23～26）、第2計画期間（H27～31）、以降5年度ごとの期間

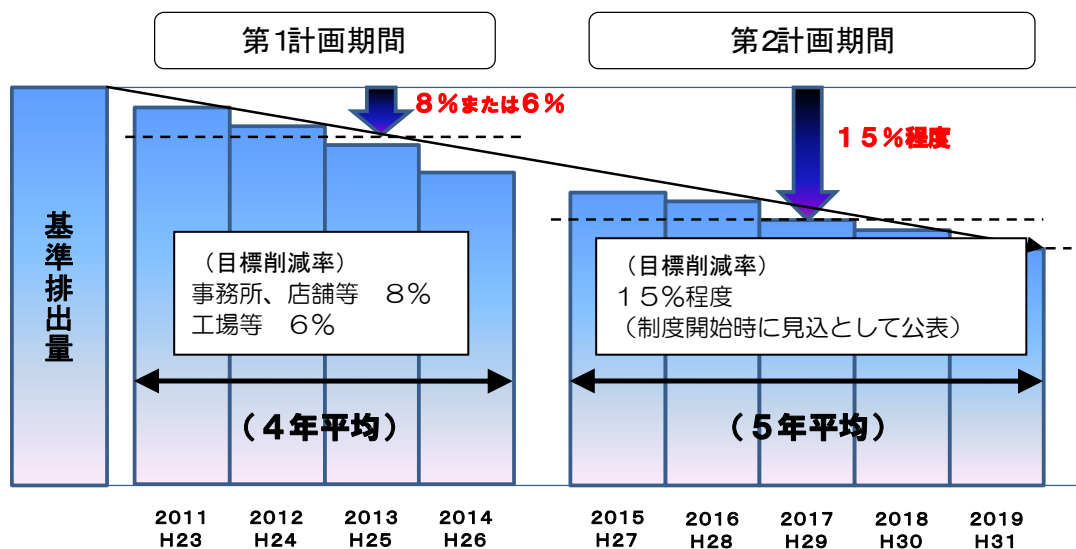
削減目標：基準排出量×（1－目標削減率）を削減目標量とする

目標削減率：（第1計画期間）事務所、店舗等 8%、工場等 6%

目標達成の方法：自らの削減を基本とする。目標に達しなかった場合、排出量取引を活用して目標達成に努める。

（参考）目標設定型排出量取引制度の主要事項の決定について（平成22年6月29日記者発表）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/news/page/news100630.html#content190>



## 2 排出量取引制度の施行状況等

(1) 対象事業所数（平成25年度末現在）

区分	事業所数
1区分 (事務所、店舗等)	173
2区分 (工場等)	408
計	581

(2) 大規模事業所のエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量

区分	事業所数	基準排出量 (万 t-CO <sub>2</sub> )	実績排出量 (万 t-CO <sub>2</sub> )		削減率	
			H23	H24	H23	H24
1区分 (事務所、店舗等)	173	128	102	102	20%	20%
2区分 (工場等)	408	759	608	590	20%	22%
計	581	887	710	693	20%	22%

(注) 排出係数は計画期間中、固定。数値を四捨五入しているため、合計が一致しない箇所あり。

## 3 第2計画期間施行に関する検討状況

平成27年度から第2計画期間が始まるため、目標設定型排出量取引制度小委員会の開催（全4回）及び対象事業者に対する意見照会により、第2計画期間に適用する事項等の検討を行いました。

### 第1回 目標設定型排出量取引制度小委員会（25.7.9）

- ・検討事項・検討スケジュールについて

### 第2回 目標設定型排出量取引制度小委員会（25.10.25）

- ・目標削減率設定の考え方について
- ・排出量算定方法について

### 第3回 目標設定型排出量取引制度小委員会（26.3.11）

- ・目標削減率の設定について
- ・第2計画期間に適用する事項について

### 対象事業者に対する意見照会（26.3~4）

照会事項：目標削減率、CO<sub>2</sub>排出係数の見直し、目標削減率の配慮事項 など  
対象事業者：排出量取引制度対象事業者

### 第4回 目標設定型排出量取引制度小委員会（26.6.12）

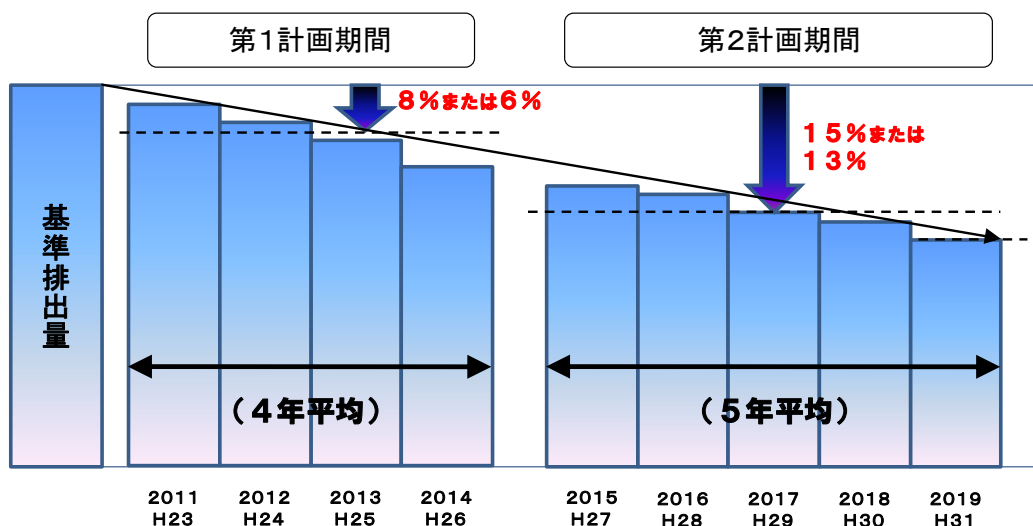
- ・意見照会の結果について
- ・算定方法の特例について

## 4 第2計画期間に適用する事項（案）

### （1）事業活動対策指針で定める事項

#### ①目標削減率

事業所の種類		目標削減率（期間平均）	
		第1計画期間 (H23～H26)	第2計画期間 (H27～H31)
1 区 分	事務所、店舗、熱供給事業所等 (1-1区分)	8%	15%
	上記のうち、他人から供給された 熱の割合が2割以上であるもの (1-2区分)	6%	13%
2 区 分	第1区分以外の事業所 (工場、浄水場、下水処理場等)	6%	13%



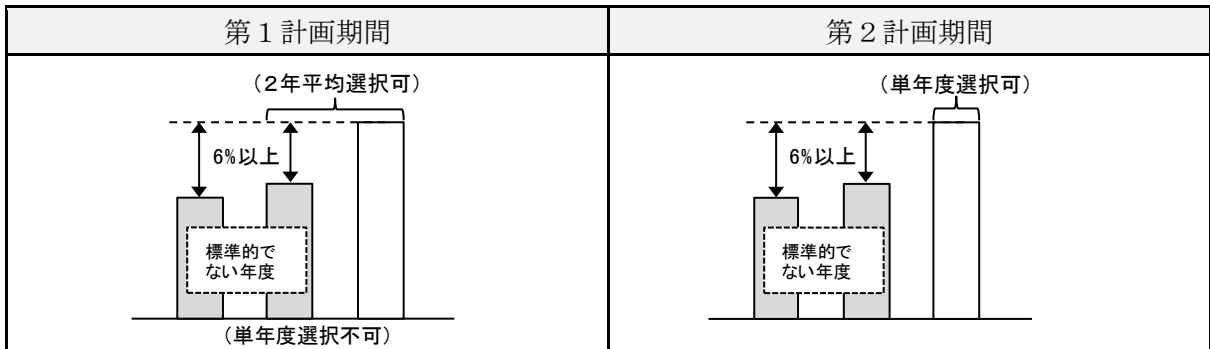
#### ②目標削減率の配慮事項

対象事業所になってから4年間は、第1計画期間に適用される目標削減率（8%又は6%）を適用します（ただし、第2計画期間末までに限る）。

期間	第1計画期間				第2計画期間				
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
既存事業所	8%又は6%				15%又は13%				
第1期間途中から対象となった事業所	8%又は6%				15%又は13%				
					8%又は6%		15%又は13%		
					8%又は6%		15%又は13%		
第2期間から対象となる事業所					8%又は6%				15%又は13%
					8%又は6%				
					8%又は6%			8%又は6%	
								8%又は6%	

③基準排出量の設定（標準的でない年度の取扱い）

第2計画期間では「標準的でない年度」を2年分まで除き、単年度の排出を基準排出量として設定することも可能とします。



④トップレベル事業所認定の認定効果

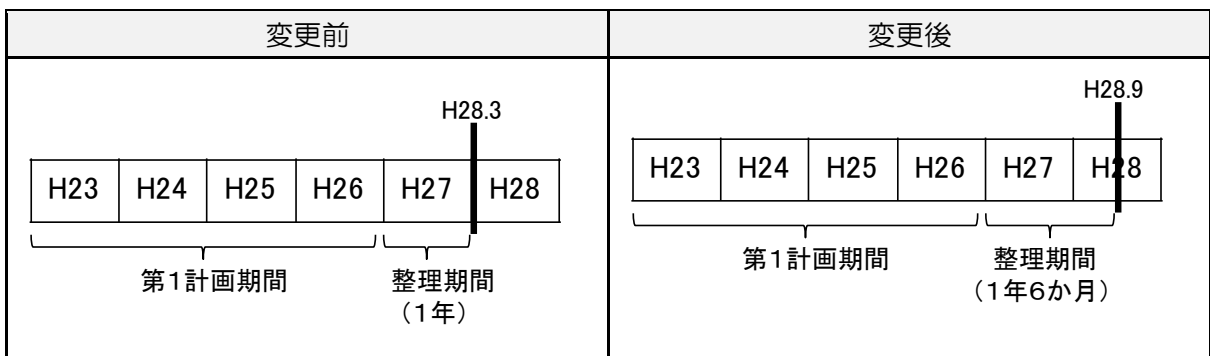
第1計画期間に認定された事業所に限り、認定後4年間、トップレベル事業所認定の効果を有効とし、目標削減率を緩和します。

(例)

	第1計画期間				第2計画期間		
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29～
(変更前)			認定 ●	→			
(変更後)			認定 ●	→	→	→	→

⑤目標達成確認期限の延長

目標達成の確認期限を半年間延長し、計画期間終了年度の翌々年度の9月末日（第1計画期間の場合、平成28年9月末日）までとします。



(2) その他の事項（ガイドライン等で定める事項）

①排出係数の見直し

第1計画期間に適用している排出係数を見直し、期間直近のデータを基に第2計画の排出係数を設定します。

また、これまでの削減対策を適切に反映させるため、見直し後の新たな排出係数を用いて、基準排出量の再計算を行うとともに、超過削減量などの各種クレジット等についても排出係数変更の影響を反映して補正を行います。